

VII 【障害福祉サービスを利用したい】

1 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、新たな社会保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。よって、法律の名称は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

(1) 法の目的

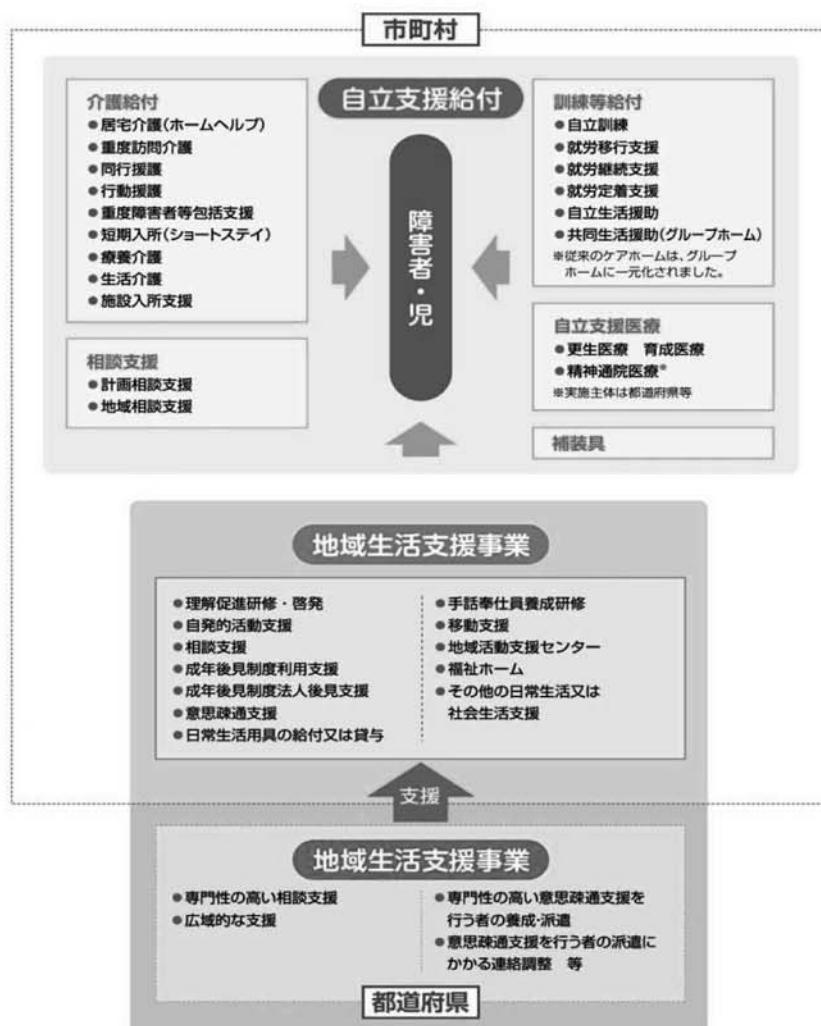
法の目的を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されました。

(2) 対象の範囲

法が対象とする障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）としています。（平成30年4月時点 359 疾病（P.86 参照）が対象。

(3) 障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」から抜粋

2 障害福祉サービスとは

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

3 申請の流れ

①サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口に申請し、障害支援区分の認定を受けます。（「訓練等給付」の場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。）

②市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業所」または利用者自身が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業所」で作成し、市町村に提出します。

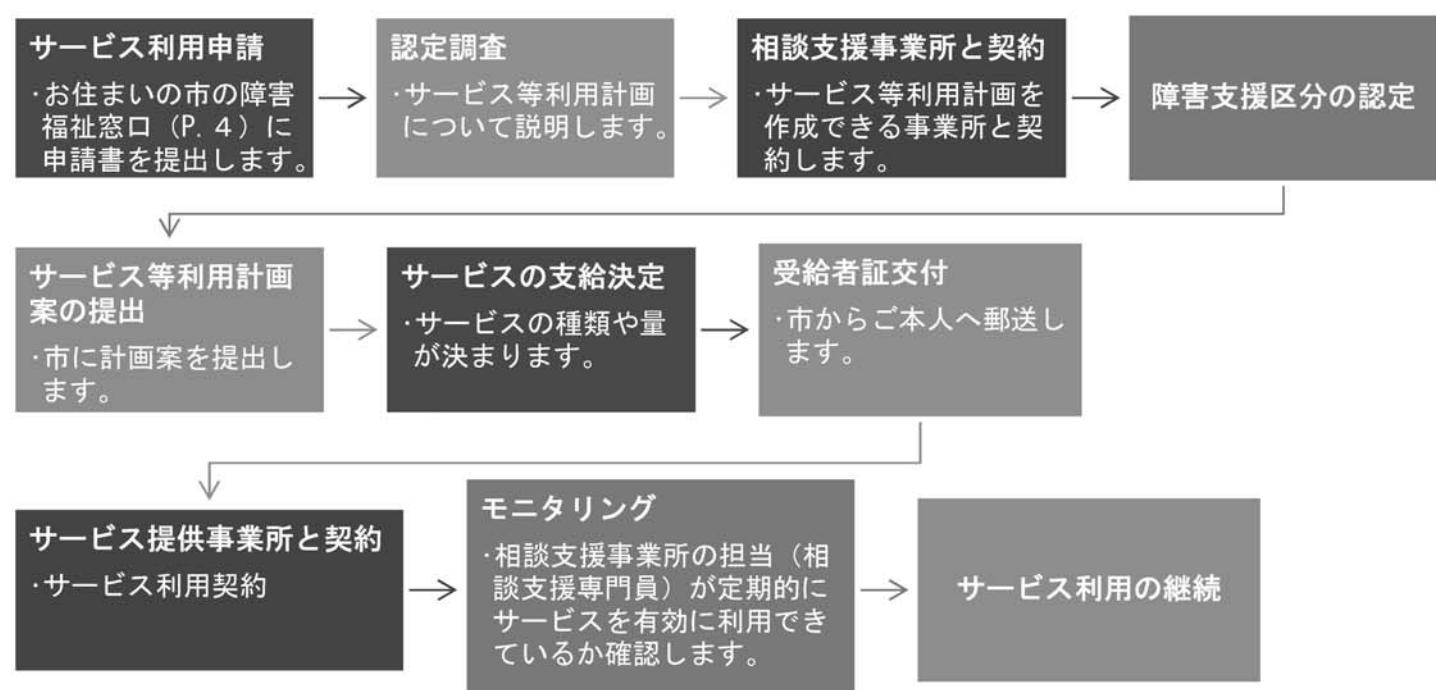
③市町村は、提出された計画案や勘査すべき事項を踏まえ、支給決定します。

④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。

⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

⑥サービス利用が開始されます。

【申請から給付までの流れ】



4 お問い合わせ先

長浜市しょうがい福祉課 TEL : 0749-65-6518

米原市社会福祉課 TEL : 0749-55-8102

5 障害福祉サービスの体系

区分	対象	サービス	概要
介護給付	訪問系	者・児 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
		者 重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
		者・児 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
		者・児 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するごとに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
		者・児 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	日中活動系	者・児 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		者 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う
		者 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供する
	施設系	者 施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訓練等給付	居住支援系	者 自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		者 共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	訓練系・就労系	者 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		者 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		者 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う
		者 就労継続支援（A型）	一般企業等への就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		者 就労継続支援（B型）	一般企業等への就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		者 就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

6 身体障害者手帳

(1) 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付します。

i) 交付対象者

- ・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの
- 別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている。）
 - 視覚障害
 - 聴覚または平衡機能の障害
 - 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
 - 肢体不自由
 - 心臓、腎臓または呼吸器の機能の障害
 - 膀胱または直腸の機能の障害
 - 小腸の機能の障害
 - ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
 - 肝臓の機能の障害

ii) 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

(2) 身体障害者手帳を持っていることで受けることができる主なサービス

交通・通信	携帯電話使用料等の割引	携帯電話の使用料や通話料、メールの送受信料等について、割引が受けられます。詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。
	JR の旅客運賃割引	身体障害者手帳の提示により、割引があります。詳しくは、各JR駅まで。 その他、私鉄を利用する際にも割引が受けられる場合があります。 詳しくは各営業所窓口まで。
	タクシーの運賃の割引	手帳の提示より割引があります。10%割引。詳しくは各事業所まで。
	民営等路線バスの運賃割引	身体障害者手帳の提示により割引があります。詳しくは各営業所まで。
	有料道路の通行料金割引	身体障害者手帳の交付を受けた方、または介護者の方が一定の条件を満たした車を運転する場合、手帳の提示により、高速道路や有料道路の料金が割引になります。1人につき1台、50%割引。
	航空運賃割引	身体障害者手帳の提示により割引があります。申込みは各航空会社支店、営業所および指定代理店まで。
	NHK 放送受信料の減免	身体に障害のある方、知的障害のある方（児童を含む）もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がおられる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合に全額免除されます。 視覚・聴覚に障害のある方、療育手帳A1またはA2の方、身体障害者手帳1級または2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、いずれかの方が世帯主で受信契約者の場合、半額免除されます。詳しくは、NHK 視聴者コールセンターまでお問い合わせください。

税の控除 ・減免	所得税、県・市民税の所得控除	納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法の障害者にあたる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。詳しくは、所得税は税務署、県・市民税は市税務課まで
	その他国税	預金等の利子所得税、相続税、贈与税、消費税（税務署に詳細は問合せを）
	自動車取得税、自動車税	専ら障害者のために使用される自家用自動車（軽自動車は市町村）
	その他地方税	事業税、ゴルフ場利用税
医療費助成・給付	福祉医療費助成制度	心身に障害のある方（1～3級、4級の1部の身体障害者手帳をお持ちの方）が、病院などで受診した場合、保険診療にかかった医療費の自己負担金について、助成する制度です。（所得制限があります。）
	自立支援医療（更生医療）	身体に障害のある方が、その障害の程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた手術等の治療をしたりする場合に、医療の給付を行います。 例えば、人工関節置換術、心臓疾患に対する手術（弁形成術、ペースメーカー移植後の抗免疫療法、抗HIV療法等が対象になります。更生医療の対象となるかどうかは、主治医にご相談ください。
住宅改造	住宅改造費の助成	在宅の重度の障害のある方の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室やトイレ等を障害のある方向けに改造する場合、その経費の一部を助成します。1家庭につき対象経費の1/2以内で466,000円まで補助。一世帯1回限り。

*上記は、サービスを一部抜粋しております。他にもサービスがありますので、詳しくは、各市障害福祉担当課（P.4）までお問い合わせください。